

沖縄県立本部高等学校いじめ防止・対策基本方針

1. はじめに（本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから生徒を救うためには、教職員一人一人が「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どのクラスでも、起こりうる」という認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し行動しなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする必要がある。

加えていじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、各関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することが大切である。

従って、いじめ問題への対応は、学校教育における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめ防止等についての基本的な考え方や対策等を定めるとともに、それらを推進するための体制について定めるものである。

2. いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめ防止・対策に係る学校の体制

（1）本部高等学校いじめ防止・対策委員会

既存の「生徒指導委員会」と「生徒支援委員会」の構成員を併せた新組織に外部の

有識者（オブザーバー）を加えて新たに委員会を設置する。いじめの事案、あるいは、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、係る会議を緊急開催する。

(2) いじめ防止・対策委員会の構成員

教頭、生徒指導（校内）、生徒指導（校外）、教育相談、養護教諭、学籍、特別支援コーディネーター、当該学級担任、外部有識者（スクールカウンセラー、元警察関係者等）

(3) 委員会の役割・分掌内容

- ①いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ②いじめ事案への対応
- ③教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施
- ④年間計画の企画と実施
- ⑤各取組の有効性の検証

4. いじめへの具体的取り組み

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①「いじめをしない、いじめをさせない、いじめが起きない」学校づくり、人間関係づくりに努める。
- ②いじめは絶対やってはいけないことであり、いじめに対して学校は厳正に対処することを日頃から生徒に伝える。
- ③ホームルームや授業において健全な人間関係を育成する。
- ④ネット上のいじめ等にも対応できるような技能を教職員が身につけるよう研修の充実を図る。
- ⑤ネットいじめ防止のため、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導を行う。

(2) いじめ早期発見のための取組み

- ①ホームルーム担任はじめ全職員が生徒と個別に関わる中で、生徒の状況を把握し、様子に目を配る。
- ②教育相談職員及び養護教諭が日頃から生徒と密に関わることで、いじめの早期発見を図るとともに、日常的に生徒が相談できる環境を充実させる。
- ③いじめの実態調査（アンケート）を年数回行い、いじめの実態を把握する。

(3) いじめが起きたときの取組み

生徒・保護者からのいじめ被害の訴えがあった時、いじめの目撃情報が寄せられたとき、あるいは教職員がいじめの疑いがある状況を見つけたとき、いじめアンケートからいじめの疑いが確認できたとき、次のように対応する。

- ①本当にいじめがあるかどうかに関わらず、疑わしい段階で、速やかに連携を開始する。
- ②最初にいじめを確認した教職員は速やかに、担任、生徒指導主任、教育相談に連絡する。

- ③教頭、校長に報告する。
- ④校長、教頭は、関係職員と連携して事実確認・情報収集を行い、いじめ被害の可能性のある生徒の立場を第一に尊重しながら対応するとともに、保護者への対応も併せて行う。
- ⑤校長はいじめ防止・対策委員会を招集し、関係職員の役割分担を行い、いじめ被害生徒に対応する教職員、いじめ加害生徒への対応をする教職員を決定し、迅速に対応を開始する。
- ⑥教職員が協力連携して、いじめ被害を訴える生徒をいじめから守り、その生徒の困り感に寄り添い、いじめやその疑いのある状況を改善する。
- ⑦教育相談は、いじめの内容によっては、外部機関（児童相談所、警察、医療機関等）と連携していく。
- ⑧事後対応として継続指導・経過観察・再発防止・未然防止指導の方針を立て、職員間の共通理解を図る。

平成26年8月 作成